要求書

一、船夫組合ハ本要求ノ時取消シセヨ

二、仕込金ヲ制定セヨ

イ、大船六十円ノ二種トシ月三回貸與スルコト

ロ、小船五十円

三、船分ヲ一歩値上スルコト（運賃ヲ制定シタル以外）

四、代業中ノ負傷ハ全部船主ノ支拂スルコト

五、作事五日以上用ユル場合ハ日当ヲ支拂フ事

六、給料並ニ手數中ノ日給及費用ヲ船主ハ支拂フコト

右要求ス

昭和五年六月十三日

太田組船夫一同

日本運輸労働組合

代表者　小松原光太郎

太田船主殿

（別紙二）

上申書

上申人　太田竜吉

第一、太田竜吉所有船舶乗込船夫ノ手數ニ関シ上申スルコト左ノ如シ

上申人ハ稼船ニ依ル荷物ノ運搬ヲナスヲ営業トスル者ニ有之候　船夫ニ對シテハ横

浜運搬賃金ヨリ諸雑費ヲ控除シタル残額金ヲ歩合制度ニヨリ支拂ヲ支拂ヲ時々